

新潟市建設工事総合評価方式試行要領【新旧対照表】

新

旧

新潟市建設工事総合評価方式試行要領

新潟市建設工事総合評価方式試行要領

第1条～第4条（省略）
（総合評価の方法）

第5条（省略）

2 価格評価点及び技術評価点の配点及び算定方法については、新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準（以下「運用基準」という。）で定め、技術評価の評価項目については、次の区分で総合評価の型式に応じて設定するものとする。

- (1) 施工計画
- (2) 工事の施工能力
- (3) 地域及び社会への貢献度
- (4) 客観的な優良性

第6条 技術的な評価については、次に掲げる技術資料に基づき行うものとする。

(1) 特別簡易型

前条第2項第2号から第4号に関する書類（以下「確認資料」という。）、確認資料を証明する添付書類（以下「証明書類」という。）及び確認資料の内容に関し運用基準に従って採点した技術評価点自己評価表

(2) 簡易型（以下省略）

第7条～第24条（省略）

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）（省略）

第1条～第4条（省略）
（総合評価の方法）

第5条（省略）

2 価格評価点及び技術評価点の配点及び算定方法については、新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準（以下「運用基準」という。）で定め、技術評価の評価項目については、次の区分で総合評価の型式に応じて設定するものとする。

- (1) 施工計画
- (2) 工事の施工能力
- (3) 地域及び社会への貢献度
- (4) 客観的な優良性

~~(5) 新規雇用状況~~

第6条 技術的な評価については、次に掲げる技術資料に基づき行うものとする。

(1) 特別簡易型

前条第2項第2号から第5号に関する書類（以下「確認資料」という。）、確認資料を証明する添付書類（以下「証明書類」という。）及び確認資料の内容に関し運用基準に従って採点した技術評価点自己評価表

(2) 簡易型（以下省略）

第7条～第24条（省略）

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）（省略）